(四)　国民等の役割
国民等は、基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めること等によって、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとすることとした。（第一一条関係）
(五)　関係者の連携及び協力
国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることとした。（第一二条関係）
4　法制上の措置等
政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第一三条関係）
5　年次報告等
政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないもの等とすることとした。（第一四条関係）
6　交通政策基本計画
政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通政策基本計画を定めなければならないこととした。（第一五条関係）
7　国の施策
国は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等、高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策、交通の利便性向上、円滑化及び効率化、国際競争力の強化に必要な施策、地域の活力の向上に必要な施策、運輸事業等の健全な発展、大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策、交通に係る環境負荷の低減に必要な施策、総合的な交通体系の整備等、まちづくりの観点からの施策の促進、観光立国の実現の観点からの施策の推進、協議の促進等、技術の開発及び普及、国際的な連携の確保及び国際協力の推進を行うとともに、調査研究を推進し、並びに国民等の立場に立った施策の実施のための措置を講ずるものとすることとした。（第一六条～第三一条関係）
8　地方公共団体の施策
地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとすることとした。（第三二条関係）
9　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。（附則第一項関係）

◇交通政策審議会令の一部を改正する政令（政令第三二七号）（国土交通省）
1　交通体系分科会の所掌事務に交通政策基本法の規定により交通政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとした。（本則関係）
2　この政令は、交通政策基本法の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◇原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（政令第三二八号）（環境省）
原子力規制委員会設置法（平成二四年法律第四七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年一二月一八日とすることとした。

◇核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二九号）（環境省）
一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）
使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明等を受けようとする者が納めなければならない手数料の額を定めることのほか、所要の規定の整備を行うこととした。
二　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正関係（第二条関係）
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において追加された発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価に係る規定の特例について定めることとした。
三　施行期日
この政令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二五年一二月一八日）から施行することとした。

◇中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第三三〇号）（経済産業省）
一　中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係
1　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（平成二四年法律第八五号。以下「新組合法」という。）による中小企業等協同組合法（昭和二四年法律第一八一号。以下「旧組合法」という。）の改正に係る所要の整備を行うこととした。（第一条関係）
2　権限の委任等に関する規程の整備（第一条関係）
(一)　火災等共済組合の一部について、組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可等の権限を都道府県知事が行うこととした。
(二)　火災等共済組合の一部について、組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可等の権限を地方支分部局の長に委任することとした。
二　地価税法施行令の一部改正関係
新組合法の改正による旧組合法の改正に係る所要の整備を行うこととした。（第二条関係）
三　金融庁組織令の一部改正関係
新組合法の改正による旧組合法及び金融庁設置法（平成一〇年法律第一三〇号。以下「設置法」という。）の改正に係る所要の整備を行うこととした。（第三条関係）
四　金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正関係
新組合法の改正による旧組合法及び設置法の改正に係る所要の整備を行うこととした。（第四条関係）
五　施行期日
この政令は、新組合法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。

◇安全保障会議設置法施行令を廃止する政令（政令第三三一号）（内閣官房）
1　安全保障会議設置法施行令を廃止することとした。
2　この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第八九号）の施行の日から施行することとした。